

3 「道路整備箇所評価基準」項目別評点表(改良)

評価視点	評価項目	配点	評点計
I. 道路整備の必要性、効果	A 上位計画(振興計画・都市計画マスタープラン、道路ネットワーク構想等)への位置づけがある道路整備	7点	63点
	B 交通量(車両、歩行者)が多い地域の道路整備(交通量多い:7点、やや多い:5点)	7点・5点	
	C 地元自治会等から整備要望がある道路整備(複数団体から要望あり:7点、前記以外:5点)	7点・5点	
	D 公共・公益施設等周辺の道路整備(概ね1km以内に関係施設複数あり:7点、関係施設1箇所:5点)	7点・5点	
	E 周辺地域の交通渋滞緩和に寄与する道路整備(大いに寄与する:7点、寄与する:5点)	7点・5点	
	F 通学路として使用している道路の整備(概ね1km以内に学校あり:7点、前記以外:5点)	7点・5点	
	G 観光レジャー施設、大規模商業施設周辺の道路整備(概ね1km以内に関係施設複数あり:5点、関係施設1箇所:3点)	5点・3点	
	H 国・県道、改良済み町道に接続している道路の整備(当該整備箇所の起・終点が接続:5点、片方のみ接続:3点)	5点・3点	
	I 地域集落内における唯一の生活道路、又は主要道路の整備	5点	
	J 地域集落間の交流が促進され沿線の活性化が図られる道路整備	3点	
	K バス路線(町民バス、スクールバス、路線バス)として使用している道路の整備	3点	
II. 管理上、防災上必要な道路整備	L 道路管理上、危険箇所改善のための道路整備(速やかな対応を要する:7点、前記以外:5点)	7点・5点	19点
	M 交通安全対応のための道路整備(速やかな対応を要する:7点、前記以外:5点)	7点・5点	
	N 国・県道、幹線町道通行不能時及び緊急時に代替路線となる道路の整備	5点	
III. 事業実施の環境(増・減点項目)	O 議会や町政懇談会等で事業推進化している道路整備	3点	18点
	P 既に事業化(事業説明会開催、路線測量設計、用地測量、用地取得、工事着手)している道路整備	3点	
	Q 地域が積極的に道路愛護作業を行なっている路線の道路整備	3点	
	R 関係者(地権者、水利組合等)の同意が書面で得られている道路整備(反対者なし:3点、反対者あり:-3点)	3点・-3点	
	S 公団混乱、境界問題等、用地に関して問題がない地区の道路整備(問題なし:3点、問題あり:-3点)	3点・-3点	
	T 排水先が明確で周辺及び下流に影響を及ぼさない道路整備(影響なし:3点、影響あり:-3点)	3点・-3点	
3 評価視点	20 評価項目	100点	

評点合計によるランク付け: Aランク=(70~)・Bランク=(50~69)・Cランク=(30~49)・Dランク(0~29)